

関係法令・通達

労働基準法第 13 条

この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。

労働基準法 89 条 5 号

労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項を就業規則に定めること。

労働基準法 136 条

使用者は、有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない

労働契約法 5 条

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

民法 486 条

弁済したものは、弁済を受領した者に対して受取証書の発行を請求できる。

東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示にする取扱いについて

(平成元年 7 月 21 日付け 東陸旅第 2648 号及び東陸整第 394 号 関東運輸局東京陸運支局長通達)

Ⅲ 2.(2) ④『迎車』

旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

第 185 回臨時国会衆参付帯決議

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議事業

十三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、歩合給と固定給のバランスの取れ

た給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。

国交省通達（令和元年12月10日）

タクシーの運賃改定の公示にあたっての留意事項について

- (1) ① 運賃改定実施後において、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。その際、運賃の障害者割引など事業に要する経費を運転者に負担させる慣行がある場合には、見直しを図るよう留意すること。
- ② 運賃改定の認可又は届出後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明するとともに、運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設、車いす利用者・訪日外国人旅客等への対応に係る乗務員の研修等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

道路運送法九条の三（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。

一 能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。

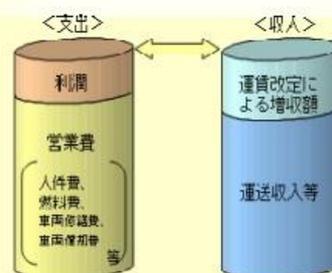
3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

1. タクシー運賃の決定

タクシーの上限運賃については、タクシー事業の經營に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくするように運賃水準を決定する「総括原価方式」が用いられている。

運用上、各運賃ブロック内の法人事業者の全体車両数の70%を超える申請があったときに審査を開始する（いわゆる70%ルール）こととしている。審査に当たっては、標準的な經營を行っている事業者の経費をもとに運賃額を決定することとしており、これにより經營の合理化を促す制度となっている。

<総括原価方式のイメージ図>



国土交通省ホームページより